

# 職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定 に関する省令の一部を改正する省令について

## 1 現行制度の概要

労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度である「技能検定」は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第44条第1項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第2条に基づき、平成20年7月現在136職種が設けられており、そのうち11職種については、法第47条第1項及び政令第3条に基づき、民間の指定試験機関に試験業務を行わせることとしている。

試験業務を行わせる法人及び試験業務の範囲については、職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成14年厚生労働省令第77号。以下「指定省令」という。）により指定している。

### (※) 指定基準等について

法第47条第1項第1号及び第2号において、指定の要件として、試験業務の実施に関する計画が、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切であり、当該計画を適正かつ確実に実施できる経理的及び技術的な基礎を有するものと定めている。

これに基づき、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第63条の4及び第63条の5並びに職業能力開発局長が定める「技能検定の指定試験機関の指定基準の細目」により、指定申請方法及び指定基準の細目を定めている。

## 2 改正の趣旨

今般、職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第34号）により、技能検定の試験業務を指定試験機関に行わせる職種として「キャリア・コンサルティング」を追加したところ、規則第63条の3第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会より指定試験機関の指定申請書が提出され、当該申請について審査を行ったところ、指定の要件を満たし、試験業務を適切に実施できると認められることから、指定省令の一部を改正し、当該法人を指定試験機関として指定するものである。

## 3 申請団体

特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会

## 4 試験業務の範囲

キャリア・コンサルティング職種に係る技能検定のうち、以下の実施に関する業務

- ・ 1級技能検定の実技試験及び学科試験
- ・ 2級技能検定の実技試験及び学科試験

## 5 公布日及び施行日

公布日：平成20年9月10日

施行日：公布日

# 指定試験機関制度について

## 1 概要

技能検定試験は、国が定めた実施計画に従い、都道府県知事はその実施の業務を行うこととしているが、平成13年10月1日の改正職業能力開発促進法等の施行により、指定試験機関制度が創設され、民間機関が指定試験機関として技能検定試験の業務を行うことができることとなった。

## 2 国と指定試験機関が行う業務

### 【国が行う業務】

○検定職種、等級の設定（政省令で規定）

### 【指定試験機関が行う業務】

- 試験科目の設定
- 試験問題、試験実施要領の作成
- 技能検定試験の実施
- 合格証書の交付（注）

#### <指定試験機関の指定>

次のうち、申請により厚生労働大臣が指定するもの

- ・事業主団体（その連合団体を含む。）
- ・公益法人、法人たる労働組合その他の非営利法人

（注） 特級、1級及び単一等級に係る合格証書の交付者名は厚生労働大臣名。

## 3 技能検定の試験業務を行う指定試験機関一覧

職種	指定試験機関の名称
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会
キャリア・コンサルティング	特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会
ファイナンシャル・プランニング	社団法人 金融財政事情研究会
	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
知的財産管理	有限責任中間法人 知的財産教育協会
金融窓口サービス	社団法人 金融財政事情研究会
レストランサービス	社団法人 日本ホテル・レストランサービス技能協会
ビル設備管理	社団法人 全国ビルメンテナンス協会
情報配線施工	特定非営利活動法人 高度情報通信推進協議会
ガラス用フィルム施工	日本ウインドウ・フィルム工業会
調理	社団法人 調理技術技能センター
ビルクリーニング	社団法人 全国ビルメンテナンス協会

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二七九)

### 〔省 令〕

○職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働一四〇)

### 〔告 示〕

○戸籍法第十八条第一項の規定による指定に関する件 (法務四一〇)  
○食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務五一三)  
○ペナン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とペナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同五一四)  
○商標法条約のコスタリカ共和国による批准に関する件 (同五一五)

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件 (同五一六、一五九)

○平成二十年度において教科用図書の見直し期間を定める件 (文部科学一四五)

○平成二十一年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件 (同四四六、一四七)

○厚生労働大臣が定める手数料の金額の一部を改正する件 (厚生労働四四五)

○平成二十年度技能検定実施計画の一部を改正する件 (同四四六)

○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件 (農林水産一三八四)

○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件 (国土交通一一一八)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同一一九)

○都市計画に関する件 (関東地方整備局三二二)

○道路に関する件 (同三三二、三三五)

○道路に関する件 (北陸地方整備局一一七、一一八)

○道路に関する件 (九州地方整備局一一二)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

法務省 外務省 最高裁判所

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔褒 賞〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 〔国家試験〕

国会議員政策担当秘書資格試験合格者 (国会議員政策担当秘書資格試験委員会)

### 〔公 告〕

### 〔諸事項〕

### 官庁

財団、司法書士懲戒処分、貸金業者に対する業務停止処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係

特殊法人等  
平成十九年度厚生労働省第二共済組合の決算関係  
会社その他

本号で公布された  
法令のあらまし

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第二七九号) (国土交通省)  
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律 (平成二〇年法律第四九号) の施行期日は、平成二〇年一〇月一日とすることとした。

政

令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年九月十日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二百七十九号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。  
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年十月一日とする。

省

令

総務大臣 増田 寛也  
財務大臣 伊吹 文明  
国土交通大臣 谷垣 禎一  
内閣総理大臣 福田 康夫

○厚生労働省令第四百十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月十日

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表ウエブデザイン等の項の次に次のように加える。

キャリア・コンサルティング アソシエイト 会	特定非営利活動 法人キャリア コンサルティング 協議会	東京都港区芝公園一丁目七番六号	キャリア・コンサルティング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成二十年九月十日
			一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験	
			二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験	

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第四百十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市区町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。  
この指定は、平成二十年九月二十七日から効力を生ずる。

平成二十年九月十日

法務大臣 保岡 興治

神奈川県秦野市長

千葉県流山市長

愛知県名古屋市長

愛知県名古屋市長

秋田県秋田市長

北海道江別市長

北海道足寄郡足寄町長

○外務省告示第五百十三号

平成二十年八月二十五日にキンシャサで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。  
1 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与  
2 贈与額 八億四千万円  
3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十一日まで  
4 署名者

日 本 側

北澤寛治在コンゴ民主共和国大使

アンティバシ・ンブザ・ニヤムウイシ外務・国際協力大臣

○外務省告示第五百十四号

平成二十年八月二十六日にコトヌで、ベナン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。  
1 援助の目的及び内容 ベナンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むベナンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第五百十五号

コスタリカ共和国政府は、平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」の批准書を平成二十年七月十七日に世界的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十年十月十七日にコスタリカ共和国について効力を生ずる。  
（平成二十年七月十七日付け世界的所有権機関事務局長回章）

外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第五百十六号

平成二十年七月五日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成九年九月四日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった山西王曲火力発電所建設事業計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成十七年七月五日付けの口上書により平成二十年七月六日まで延長された）が中華人民共和国財政部と国際協力銀行との間の合意により更に平成二十一年七月六日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。

平成二十年九月十日

外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第五百十七号

平成二十年七月二十三日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった環境モデル都市事業計画（大連）（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成十八年七月二十四日付けの口上書により平成二十年七月二十七日まで延長された）が中華人民共和国財政部と国際協力銀行との間の合意により更に平成二十二年七月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。  
平成二十年九月十日

外務大臣 高村 正彦

2 贈与額 五億円

署名者

日本側 西内和彦在ベナン臨時代理大使

ベナン側 ユロージュー・アンヴィ外務次官補代理

平成二十年九月十日

外務大臣 高村 正彦

○職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）  
 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）

改正案

現行

検定職種	ウエブデザ イン	ウエブデザ イン	ウエブデザ イン	ウエブデザ イン
名称	(略)	(略)	(略)	(略)
主たる事務所の所在地	(略)	(略)	(略)	(略)
試験業務の範囲	(略)	(略)	キャリア・コン サルディング職 種に係る技能検 定試験のうち、 次に掲げるもの の実施に関する 業務	キャリア・コン サルディング職 種に係る技能検 定試験のうち、 次に掲げるもの の実施に関する 業務
指定の日	(略)	(略)	平成二十年九月 十日	平成二十年九月 十日

検定職種	ウエブデザ イン	ウエブデザ イン	ウエブデザ イン	ウエブデザ イン
名称	(略)	(略)	(略)	(略)
主たる事務所の所在地	(略)	(略)	(略)	(略)
試験業務の範囲	(略)	(略)	(略)	(略)
指定の日	(略)	(略)	(略)	(略)

イ 実技試験  
ロ 学科試験  
二 二級

イ 実技試験  
ロ 学科試験  
二 二級

ファイナンシャル・プランニング			
	(略)		
	(略)		
	(略)	ロ	学科試験
	(略)		

ファイナンシャル・プランニング			
	(略)		